保護者各位

上野原市立上野原こども園長

新型コロナウイルス感染症による出席停止 報告書の提出について

学校保健安全法第19条の規定により、新型コロナウイルス感染症に罹患した（疑いを含む）場合は通常の欠席ではなく出席停止の扱いとなります。 登園の際には、以下の報告書と体温の計測結果を記入し担任へご提出ください。

提出日	令和　年　月　日
園児氏名	（　組）
保護者氏名	
出席停止理由（病名）	新型コロナウイルス感染症
出席停止期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
医療機関名	（受診日　月　日）
発症日（発熱等症状が始まった日）	令和　年　月　日

記入上の注意

※ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保護者の方がこちらの用紙にご記入ください。

[新型コロナウイルス感染症出席停止　早見表]

◎発症日から登園出来る日までの体温を毎日記入して下さい。
◎停止期間は「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。下記を目安に病院受診時に医師と相談・確認をしてください。
※1　発熱等、新型コロナウイルス感染症の症状が始まった日を発症日とします。
※2　「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさなど）が改善傾向にあることを指します。
※3　発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

		※発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目	発症9日目
例1	発症後1日目に軽快した場合	発症	軽快	軽快後1日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	登園可能日			
例2	発症後2日目に軽快した場合	発症	症状あり	軽快	軽快後1日目	発症4日目	発症5日目	登園可能日			
例3	発症後3日目に軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	軽快	軽快後1日目	発症5日目	登園可能日			
例4	発症後4日目に軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後1日目	登園可能日			
例5	発症後5日目に軽快した場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後1日目	登園可能日		
例6	無症状の感染者の場合	検体採取	症状なし	症状なし	症状なし	症状なし	症状なし	登園可能日			
	月　日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
体温	一番高い体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	症状の有無（上記※2参照）	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無